

特記仕様書（機械除草）

第1条（安全教育等）

1. 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

第2条（交通誘導警備員等）

1. 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことである。
2. 請負者は「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

第3条（工程等）

1. 業務内容は、工区内の除草（1回刈り）であり、次の期間に現場作業を実施し、期間内に現場作業を完了しなければならない。
業務実施期間 当初契約日の翌日～令和2年8月7日

第4条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。
2. 各回除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
3. 草木類の運搬時においてはシート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
4. 各回除草完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第5条（廃棄物の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には監督員と協議し承諾をえること。また、請負者は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、請負者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

第6条（草刈り機による事故防止対策）

除草作業については下記の項目に留意し作業すること。

1. 事前に現地調査を実施し既存構造物の位置確認、作業上で支障となる物件の撤去や位置確認（目印の設置）を実施する。
2. 作業箇所の移動も考慮に入れて、作業箇所の区分割りを計画する。
3. 作業箇所周辺の駐車車両は、事前に作業時間中は移動してもらうように依頼する。
4. 受注者は、飛散防止の必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニア板、飛散防止ネット等の防護材を使用
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追随させる。
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先を防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
5. 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。
6. 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行う。
7. 作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な施工を行う。

第7条（除草・伐採木の搬出等）

1. 草木類の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不用であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
2. 草木類の搬出先については、美馬市残土置場（美馬市木屋平杖谷）への搬出を見込んでいる。

第8条（現場責任者）

1. 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第1号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	
取得資格等 (取得資格があれば)		現場責任者の 顔写真を貼付

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。